評価の方法　構成図

年　度　評　価

〇当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし，及び分析をし，並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定を行う（法第28条第2項）

⇒⇒必要があると認めるときは，当該地方独立行政法人に対し，業務運営の改善その他の勧告をすることができる（法第28条3項）

全　体　評　価

〇評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

項　目　別　評　価

〇当該年度の年度計画に定めた項目（小項目）ごとにその実施状況について法人が自己評価を行い、さらに評価委員会においても評価を行った上で，年度計画に掲げる「第1～第4」の項目（大項目）について評価を行う。

大　項　目　評　価

〇小項目評価の結果を踏まえて、年度計画に掲げる「第1～第4」の項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、S・A・B・C・Dの5段階による評価を行い、そのように判断した理由も記載する。

評価委員会による小項目評価

〇評価委員会において，法人の自己評価及び目標の達成状況，前年度実績との比較なども検証し進捗状況について、5・4・3・2・1の5 段階による評価を行う。法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その判断理由等を示す。その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

法人による小項目自己評価

〇法人は，具体的アクション及び実績を記載するとともに5・4・3・2・1の5段階で自己評価を行い、そのように判断した理由も記載した上で，事業報告書を作成する。

＊斜線部分が中期目標期間評価について、
今回の評価委員会で実施要領を定める部分

中期目標期間評価

〇中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし，及び分析をし，並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行う（法第30条2項）
⇒⇒必要があると認めるときは，当該地方独立行政法人に対し，業務運営の改善その他の勧告をすることができる（法第28条3項）

☆市長が，中期目標の期間終了時において，当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性，組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うに際し，評価委員会の意見を聴かなければならない（法第31条2項）

全　体　評　価

〇評価委員会において，項目別評価の結果を踏まえ，中期目標の全体的な達成状況について，記述式による評価を行う。

項　目　別　評　価

〇中期目標に定めた「第1～第4」の項目（大項目）ごとにその達成状況について法人が自己評価を行い，さらに評価委員会においても評価を行う。

大　項　目　評　価

〇評価委員会において、法人の自己評価や中期目標期間中の取組みを検証し、目標の達成状況についてS・A・B・C・Dの5段階による評価を行い、その判断理由を示す。

法人による大項目 自己評価

〇法人は目標期間中の具体的な取組みを記載するとともにS・A・B・C・Dの5段階で自己評価を行い、そのように判断した理由も記載した上で、事業報告書を作成する。